

第4章 北海道南西沖地震災害の復興

今般の地震災害は、その規模ともたらした被害の双方から見て、戦後有数のもので被害が広範多岐にわたっており、特に奥尻町青苗地区などでは地震とともに津波や火災などが発生して、集落が壊滅状態となった。また、被災地域の基幹産業である水産業をはじめ、農業、商工業、観光等の産業が受けた被害は極めて甚大なものとなった。

このようなことから道としては、被災地域の一日も早い復興を図るため、被災者や被災町村の意向を踏まえ、防災に配慮した安全なまちづくり対策や大きな痛手を被った産業の振興対策、住民の生活再建対策などの復興対策を総合的・効果的に取り組むこととし、その推進体制について次のとおり整備を図った。

第1 南西沖地震災害復興対策推進委員会の設置

被災地域の復興対策を総合的に推進するための庁内の横断的な組織として、平成5年8月9日に関係各部の次長及び室長で構成する「南西沖地震災害復興対策推進委員会」を設置した。また、同委員会の中に、復興対策の重点課題である「まちづくり対策」、「水産業振興対策」、「生活支援対策」に関する三つのプロジェクトチームをおき、それぞれの専門的、具体的な問題の検討を行った。

推進委員会の設置要綱（抜粋）は次のとおりである。

南西沖地震災害復興対策推進委員会設置要綱（抜粋）

（設置）

第1 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策を総合的に推進するため、南西沖地震災害復興対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策の検討及びその推進に関すること。
- (2) 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策の推進に係る調整等に関すること。

（プロジェクトチーム）

第6 委員会が所掌する事項のうち、復興対策に関する重点課題について検討するため、委員会にプロジェクトチームを置く。

2 プロジェクトチームの名称及び検討課題は、次のとおりとする。

| 名称 | 検討課題 |
|------------------|---|
| まちづくり対策プロジェクトチーム | 道路、公園、上下水道等の生活基盤整備対策、住宅、商店街など集落整備対策、土地対策、防災対策などまちづくり対策に関すること。 |
| 水産業振興対策プロジェクトチーム | 漁港、漁船及び漁具対策、経営安定対策、沿岸整備対策など水産業の振興対策に関すること。 |
| 生活支援対策プロジェクトチーム | 医療福祉対策、雇用対策、教育対策など住民生活の安定を図るための支援対策に関すること。 |

3～6（省略）

（庶務）

第7 委員会の庶務は、企画振興部南西沖地震災害復興対策室において処理する。

また、復興対策推進委員会等の開催状況は次のとおりである。

[復興対策推進委員会の開催状況]

| | | |
|-----------|-----|-----------|
| 平成5年8月9日 | 第1回 | 復興対策推進委員会 |
| 9月1日 | 第2回 | 復興対策推進委員会 |
| 11月24日 | 第3回 | 復興対策推進委員会 |
| 12月16日 | 第4回 | 復興対策推進委員会 |
| 平成6年6月10日 | 第5回 | 復興対策推進委員会 |

[各プロジェクトチームの開催状況]

| | | |
|-------------|-----|------------|
| ・まちづくり対策チーム | 第1回 | 平成5年8月18日 |
| | 第2回 | 平成5年9月17日 |
| | 第3回 | 平成5年10月8日 |
| | 第4回 | 平成5年11月19日 |
| | 第5回 | 平成5年12月3日 |
| | 第6回 | 平成5年12月14日 |
| | 第7回 | 平成6年7月29日 |
| ・水産業振興対策チーム | 第1回 | 平成5年8月12日 |
| | 第2回 | 平成5年9月1日 |
| | 第3回 | 平成5年11月22日 |
| | 第4回 | 平成6年4月21日 |
| | 第5回 | 平成5年12月9日 |
| ・生活支援対策チーム | 第1回 | 平成5年8月16日 |
| | 第2回 | 平成5年11月22日 |

第2 南西沖地震災害復興対策室の設置

復興対策に係る総合的な施策の企画及び総合調整等を行う臨時特別の組織として、平成5年8月20日、「南西沖地震災害復興対策室」を設置した。

同室は、国及び地元市町村などとの総合窓口として、被災地域の復興対策に関わる総合的施策の企画及び総合調整等の事務を処理するとともに、併せて南西沖地震災害復興対策推進委員会に関わる運営事務を所掌することとした。

復興対策室の設置規定等については、次のとおりである。

北海道訓令第11号

南西沖地震災害復興対策室規程を次のように定める。

平成5年8月20日

北海道知事 横路 孝弘

南西沖地震災害復興対策室規程

(設置)

第1条 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策に関する事務を処理させるため、北海道行政組織規則(昭和41年北海道規則第212号)第4条の規定により、企画振興部に南西沖地震災害復興対策室(以下「室」という。)を置く。

(分掌事務)

第2条 室の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策についての総合的施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策の推進に関すること(他部の主管に属するものを除く。)
- (3) 北海道南西沖地震による被災地域の復興対策についての関係機関等との連絡調整に関すること。

(室長、参事、主幹及び主査)

第3条 室に室長、参事、主幹、及び主査を置く。

- (1) 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
 - (2) 参事は、上司の命を受け、担任の事務を整理する。
 - (3) 主幹は、上司の命を受け、室の事務を処理する。
 - (4) 主査は、上司の命を受け、担任の事務を処理する。
- 2 室長、参事、主幹及び主査は、吏員のうちから知事が任命する。

(主事)

第4条 前条に定めるもののほか、室に主事を置くことができる。

(専決)

第5条 北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)第4条の規定に基づく課長の行う専決に関しては、室においては、室長が行う。

(代決)

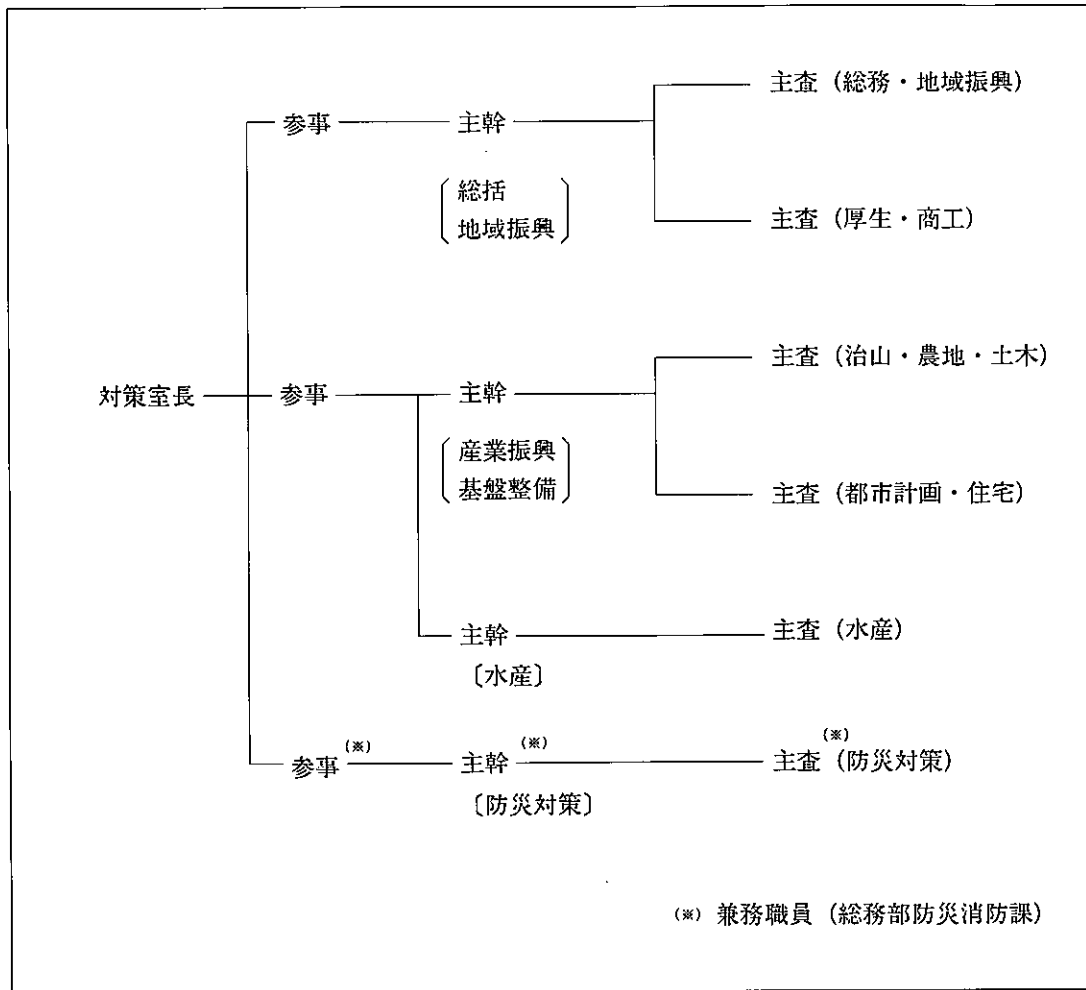
第6条 室の事務に係る企画振興部長の決裁事項の代決については、北海道事務決裁規程第13条の規定にかかわらず、室長が行い、企画振興部長及び室長がともに不在のときは、室長の指定する参事が行うものとする。

2 室長の事務の代決については、室長の指定する順序により、参事が行う。

付則

この訓令は、平成5年8月20日から施行する。

(参考) 南西沖地震災害復興対策室機構図



第3 南西沖地震災害復興対策関連予算措置の状況

北海道南西沖地震に係る被災地域の災害対策として、被災者の民生安定のため緊急に措置を要する経費や被災した施設の早期復旧を図るための経費など復旧対策費の予算措置を講じてきたほか、一日も早い復興に向けた復興対策関連経費など所要の予算措置を講じてきた。

平成5年第1回 臨時道議会 (8/4)

被災者の民生安定のための緊急に措置を要する経費

46億1千4百万円を補正

(主な内容)

- ・ 災害援護資金貸付金 20億9千7百万円
- ・ 生活福祉資金貸付事業費補助金 4億2千万円
- ・ 災害救助補償金 12億3千8百万円

平成5年第2回 臨時道議会 (8/20)

災害復旧対策として緊急に措置を要する経費

411億3百万円を補正

(主な内容)

- ・ 土木、耕地、漁港関係などの災害復旧事業費

| | |
|---|---------------|
| ・道路、河川などの維持補修費及び地震災害調査費 | 29億2千万円 |
| ・社会福祉施設、道立学校、病院、庁舎などの施設復旧費 | 4億5千9百万円 |
| ・水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金 | 2億6千万円 |
| ・沿岸漁業構造改善事業費補助金 | 1億3千8百万円 |
| ・共同利用小型漁船災害復旧対策事業費 | 14億4千9百万円 |
| ・農地・農業用施設復旧関連 | 5千万円 |
| ・中小企業振興資金特別資金貸付金 | 73億5千2百万円 |
| ・災害公営住宅建設費（52戸） | 12億5千6百万円 |
| 平成5年第3回 定例道議会（9/22～10/13） 災害復旧対策として緊急に措置を要する経費 | 20億9千万円を補正 |
| （主な内容） | |
| ・治山・砂防などの災害復旧事業費 | 18億6百万円 |
| ・農業用施設の整備事業費補助金 | 1億4千3百万円 |
| ・冬季生活支援特別対策事業費補助金 | 1千3百万円 |
| ・災害救助補償金 | 1億8百万円 |
| 平成5年第4回 定例道議会（12/1～12/10） 災害復旧対策として緊急に措置を要する経費 | 115億1千2百万円を補正 |
| （主な内容） | |
| ・土木、耕地、漁港関係などの災害復旧事業費 | 107億8百万円 |
| ・共同利用小型漁船災害復旧対策事業費 | 6億4千2百万円 |
| ・商工会館等建設費補助金 | 1千万円 |
| ・災害救助補償金 | 4千1百万円 |

平成6年第1回 定例道議会 (3/1~3/30)

(平成5年度予算の補正)

災害復旧対策としての緊急に措置を要する経費

206億2千2百万円を減額補正

(主な内容)

・土木、耕地、漁港関係などの災害復旧事業費

△144億5百万円

・共同利用小型漁船災害復旧対策事業費

△4億2千9百万円

・中小企業振興資金特別資金貸付金

△39億7千万円

・災害援護資金貸付金

△16億2千4百万円

(5年度予算合計)

386億9千8百万円

(平成6年度当初予算)

中・長期にわたる災害復興対策を推進するための経費

178億1千6百万円を計上

(主な内容)

・市町村振興補助金 (復興対策枠)

2億円

・総合的なまちづくり対策費 (災害復旧事業費含む)

130億9千6百万円

・水産業振興対策費

27億2千2百万円

・商工業・観光振興対策費

17億7千4百万円

平成6年第3回 定例道議会 (9/22~10/13)

中・長期にわたる災害復興対策を推進するための経費

6億9千6百万円を補正

(主な内容)

・総合的なまちづくり対策費 (災害復旧事業費含む)

5億4千5百万円

・水産業振興対策費

魚道の復旧ほか

1億5千1百万円

平成6年第4回 定例道議会 (11/30~12/9)

中・長期にわたる災害復興対策を推進するための経費

45億5千4百万円を補正

・水産業振興対策費ほか漁業協同組合経営再建特別対策事業

15億3百万円

平成7年第1回 定例道議会 (2/15~3/6)

(平成6年度予算の補正)

災害復旧対策として緊急に措置を要する経費

3億4千5百万円を補正

・土木、耕地、漁港関係などの災害復旧事業費

1億5千3百万円

第4 まちづくり復興計画素案の策定とその基本方針

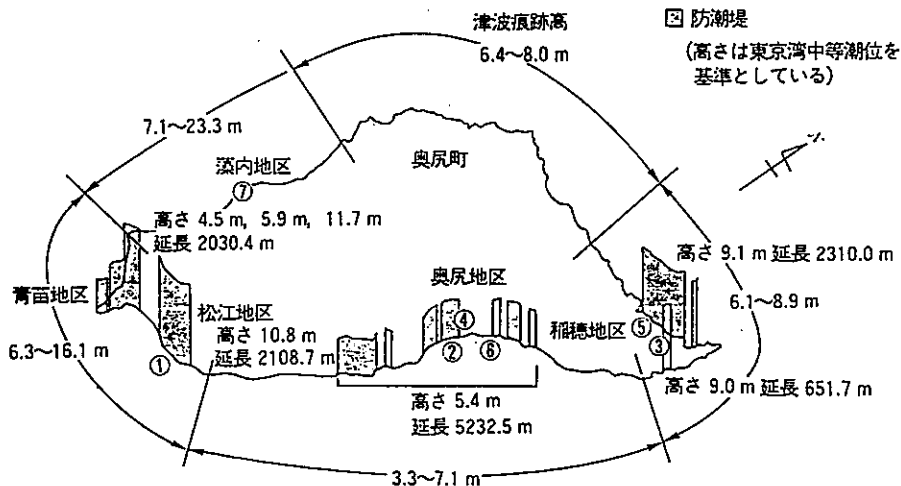
この度の地震災害は、奥尻町をはじめとする道南地方の日本海沿岸の漁業を中心とする集落に甚大な人的住家被害等をもたらし、特に、奥尻町青苗地区においては、地震、津波、その後に発生した火災が重なり地区の大半が壊滅状態となった。

住家を失った被災者には、応急仮設住宅が建設され当面の対策がとられたが、不便な生活を送っている方々に対して、一日も早く安全で快適な新しい町で生活再建が図られることが緊急の課題とされた。

今次の津波は、被災地の痕跡調査（図4-4-1）によると、想像を絶する高い津波となっていることから、北海道において、8月30日、官学合同による「北海道南西沖地震津波検討委員会」を設置し、防潮堤の天端高を決めるための津波波高を求め、施設の復旧や新たな整備を進めることとした。

一方、防災対策として、単に防潮堤を構築するだけでなく、背後のまちづくりと一体とした復興計画の策定が必要とされた。

●防潮堤建設計画と93年7月12日津波痕跡高



復興計画については、地元町村が策定することが基本であるが、早期に住宅生活の安定を図れるように、北海道としても、主な被災地域の復興計画の素案を作成し、町村の復興計画の策定を支援していくこととした。

地元町村はそれを参考として、住民の意向を踏まえ復興計画をとりまとめていくこととした。

なお、復興計画素案の策定にあたっては、「南西沖地震災害復興対策推進委員会」の中の「まちづくり対

策プロジェクトチーム」において、生活基盤整備対策、集落整備対策、土地対策、防災対策などに関して検討された。

また、防災に配慮した総合的なまちづくりを行う観点から、学識経験者の専門的な意見を伺うため、10月29日「北海道南西沖地震災害復興計画（まちづくり）検討委員会」を設置し、まちづくり計画に反映した。

北海道として復興計画事業を検討する地区については、災害救助法が適用された奥尻町、大成町、北檜山町、瀬棚町、島牧村の津波により住家被害が相当数（全半壊が5戸以上）発生した20地区（図4-4-1）とした。

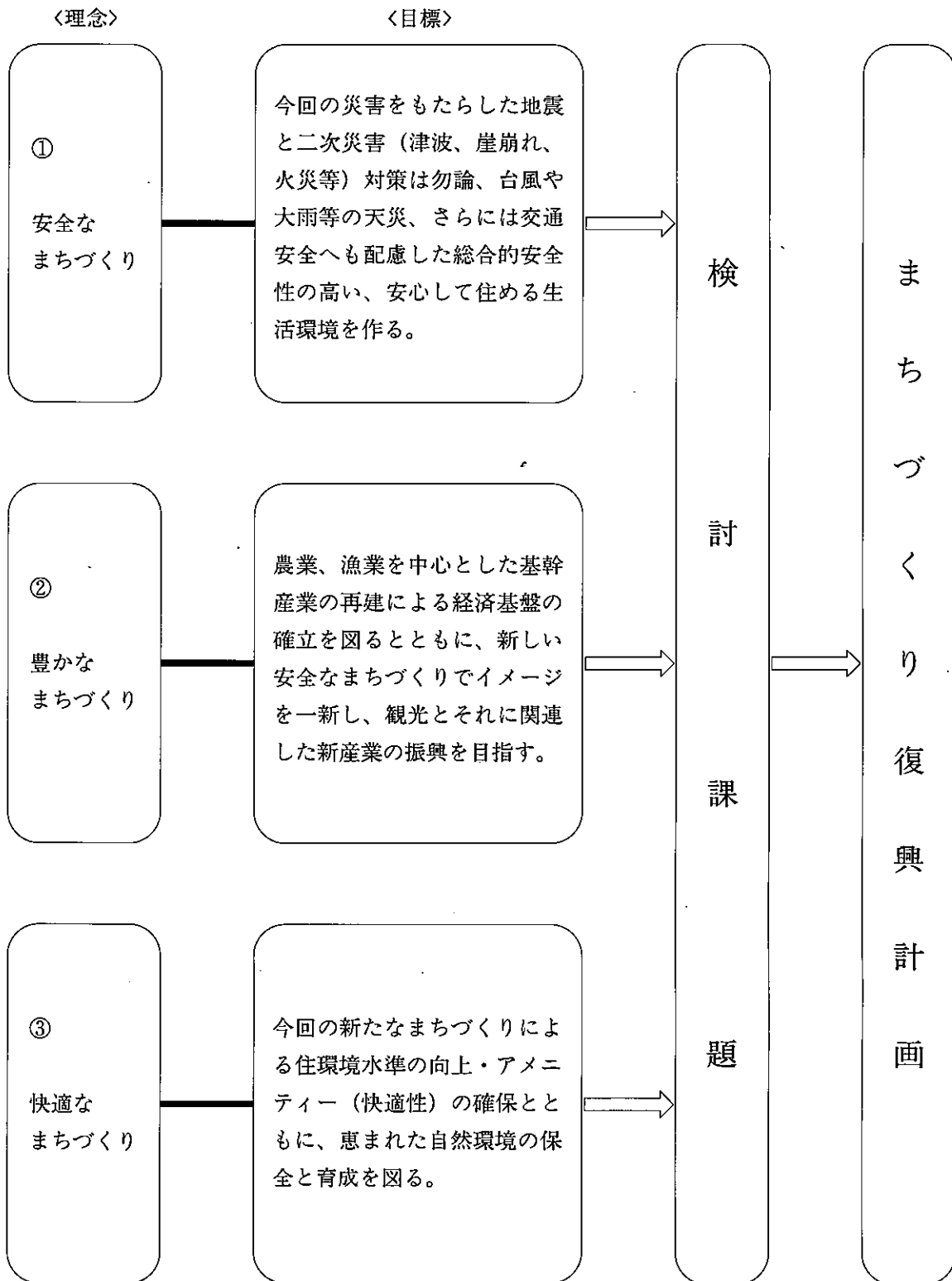
まちづくりにあたっては、いずれの被災地区も、進行する過疎、急峻な地形、奥尻町にあつては離島地域という厳しい地域条件などを抱えていることから、単に復旧するだけでなく、①安全なまちづくり、②豊かなまちづくり、③快適なまちづくりを復興計画の基本方針の柱として、各地について検討した（図4-4-2）

図4-4-1 復興計画検討地区

(H5.11.25現在)

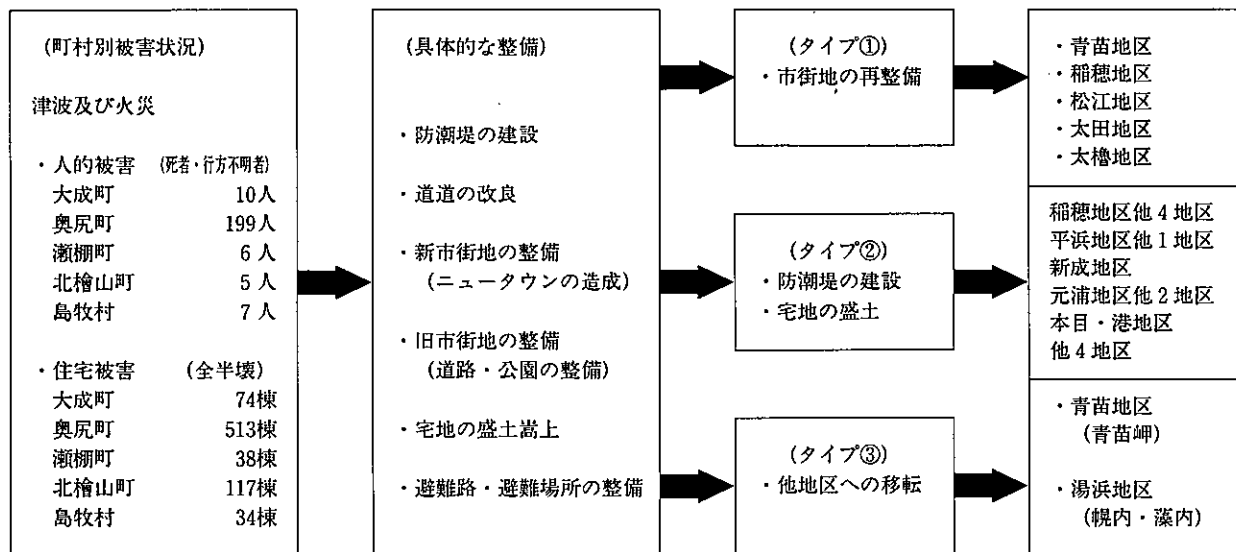
| 町 村 | 被 害 状 況 | | 応急仮設住宅 (着工～完成入居) | 復興計画検討地区 |
|---------|-------------------|-----------------|--|---|
| | 人的被害(名) | 住家被害(棟) | | |
| 奥 尻 町 | 死者 172 行方不明 27 | 全壊 432 半壊 81 | 330戸 うち100戸 (7/18～7/28) 100戸 (7/25～8/9) 100戸 (7/30～8/14) 30戸 (8/17～8/27) | ・青苗 ・稲穂 ・松江（初松前） ・宮津 ・球浦 ・奥尻 ・湯浜 |
| 大 成 町 | 死者 10 行方不明 ー | 全壊 35 半壊 39 | 23戸 (7/28～8/8) | ・太田 ・宮野 ・平浜 |
| 北 檜 山 町 | 死者 4 行方不明 1 | 全壊 53 半壊 64 | 35戸 (8/21～9/3) | ・太櫓 ・新成 |
| 瀬 棚 町 | 死者 6 行方不明 ー | 全壊 25 半壊 13 | 14戸 (7/24～8/3) | ・元浦1区 ・三本杉 ・本町1、2、3区 |
| 島 牧 村 | 死者 6 行方不明 1 | 全壊 25 半壊 9 | 6戸 (7/30～8/10) | ・本目、港 ・栄磯 ・本町 ・原歌 ・栄浜 |

図4-4-2まちづくり基本方針（理念と目標）



○各地区の復興整備計画

まちづくりの基本方針を受けて、各地区の復興計画の整備形態は大きく以下の三つのタイプに分類される。



タイプ①～壊滅的な被害を受けた青苗地区などにおいて、防災に配慮した安全性の高いまちづくりをする観点から、在来地に防潮堤の建設並びに宅地の盛土、道路・公園・避難路等の整備や新たな団地造成により集落全体の再整備を検討する地区

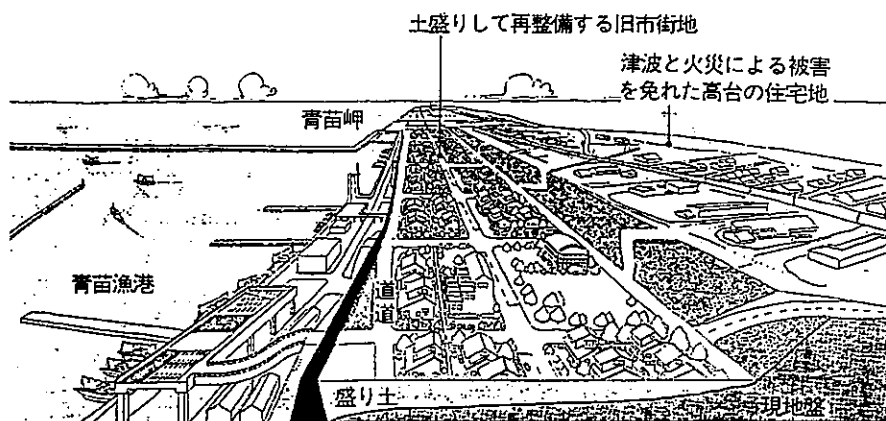
タイプ②～相当な被害を受けているが、残存家屋が多いことから、集落全体の再整備までには至らず、在来地に防潮堤が建設され、安全性が確保されるとともに、避難路・避難場所等の防災対策や一部宅地盛土を検討する地区

タイプ③～壊滅的な被害を受けた青苗地区などにおいて、在来地に再整備を検討するが、防災上、地理的状況等から全戸他地区へ移転し、移転した跡地は青苗岬地区のように記念公園等に利用する地区

なお、タイプ①及びタイプ②の整備イメージは、図4-4-3、図4-4-4のとおりである。

該当地区：奥尻町青苗地区整備イメージ (タイプ①)

・旧市街地の復興のイメージ (図4-4-3)



防潮堤 (TP+5.9 m)

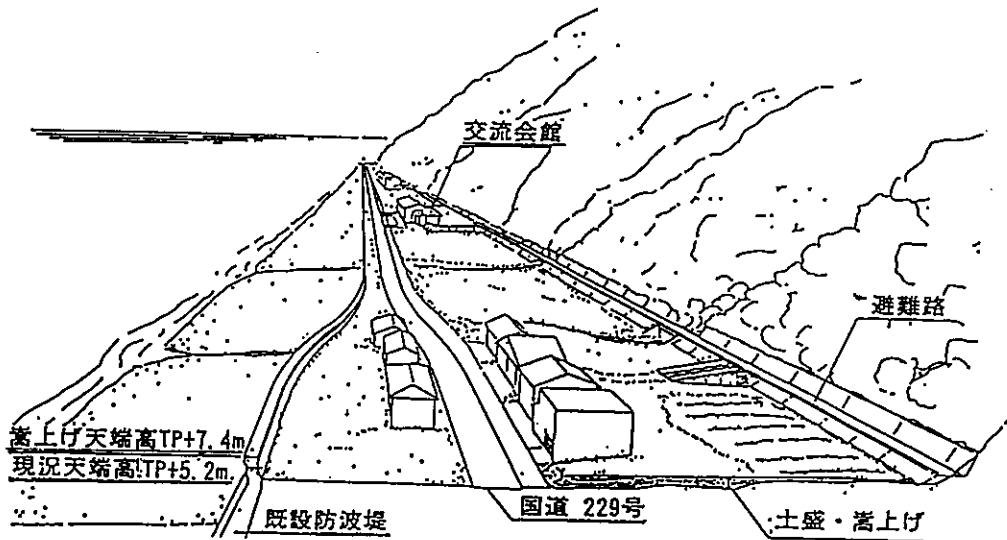
整備対象類似地区：奥尻町 青苗地区、松江地区 (初松前)

大成町 太田地区

北檜山町 太櫓地区

該当地区：大成町平浜地区整備イメージ (タイプ②)

(図4-4-4)



整備対象類似地区：奥尻町 稲穂地区 (海栗前、勘太浜)、宮津地区、
球浦地区、奥尻地区、松江地区 (松江)
大成町 宮野地区
北檜山町 新成地区
瀬棚町 元浦1区、三本杉地区、本町1・2・3区
島牧町 本目・港地区、栄磯地区、元町地区
原歌地区、栄浜地区

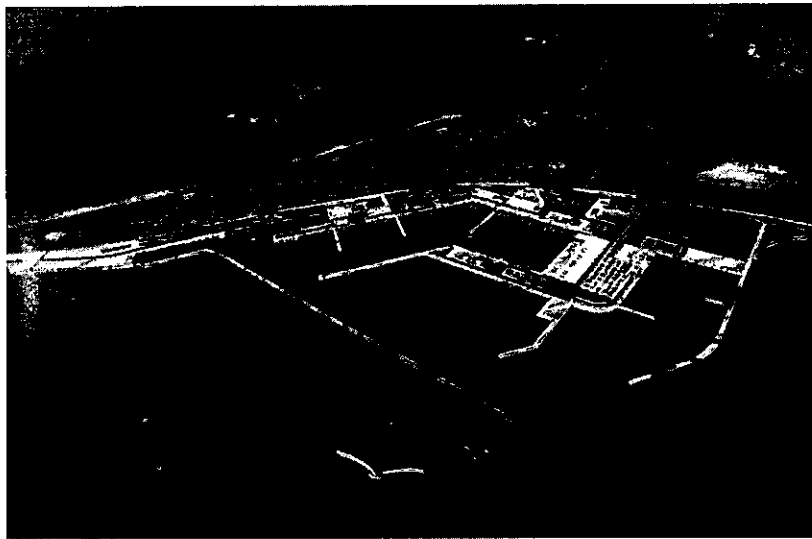
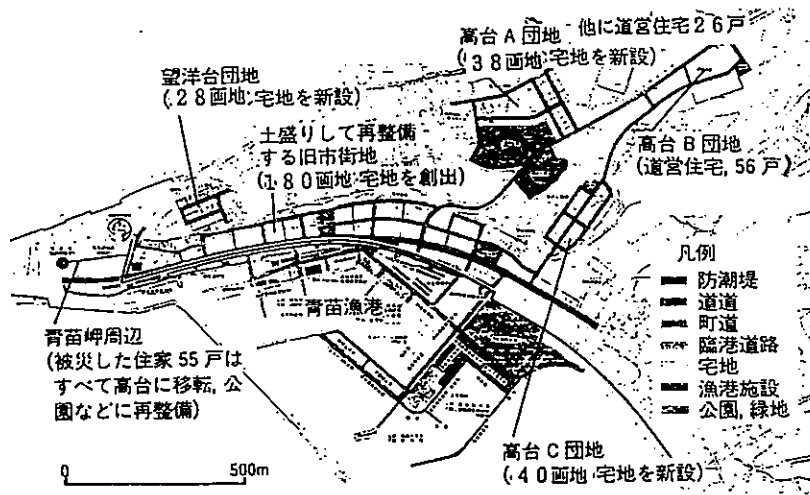
特に、奥尻町青苗地区の整備手法は、次のように整理した。

岬周辺地区 (5区) からの集団的移転については、国土庁所管の防災集団移転促進事業により、移転対象戸数分の新たな団地の造成及び移転促進区域内の農地・宅地の買取りを行い、移転促進区域内については、建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定し、記念公園などに利用する。

次に低地部 (旧市街地) については、宅地に関わる盛土、集落道、下水道などの面整備及び新たに必要となる団地の造成は、水産庁所管の漁業集落環境整備事業により、町が事業主体として行うこととする。また、防潮堤及び道道については管理者の北海道が整備する。

土地処理については、いずれも町が在来地を一括買収し、団地造成後、被災者に均等に分譲しようとするものである。

・復興計画構想図



育苗地区の将来イメージ図

第5 災害復興基金による支援

(1) 基金の設置

今回の地震は、道内の広範囲に被害をもたらしたが、災害救助法が適用された5町村（奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、島牧村）にあっては、特に被害が大きく、多くの住民は応急仮設住宅で生活しており、今後、まちづくり復興計画に基づいて順次再建することとなるなど、自立復興が中・長期にわたる状況にあった。

このような中で、今般、被災者や被災地の一日でも早い復興を願って全国の方々から寄せられた義援金の趣旨を踏まえて、被災者の救済や地域住宅の自立を支援するとともに、被災地の総合的な復興を寄与するため、災害救助法適用5町村において、災害復興基金が設置された。

災害復興基金の設置に当たっては、道としても、義援金を寄せられた方々の思いに立ち、被災住民などの自立復興や農林水産業、商工業、観光振興など被災からの復興に重点をおいた支援事業の検討など、基金の早期設置に向けて関係町村を支援してきた。

各町村においては、住民等の災害からの復興に重点をおいた、既存の制度では行うことのできない復興対策を補完するきめ細かな事業を実施することとし、具体的な支援事業は、被災者等の意向や要望を反映させ、町村議会における検討を経て決定された。

※義援金の状況

- 寄託額 約256億円 うち募集委員会受付 189億円
 - 北海道受付 28億円
 - 市町村受付 39億円

- 配分額 奥尻町 187億6千万円
 - 大成町 9億2千万円
 - 瀬棚町 8億7千万円
 - 北檜山町 12億2千万円
 - 島牧村 8億7千万円

(2) 基金の概要

ア 設置の目的

平成5年7月12日に発生した北海道南西沖地震による災害に関し、被災者の救済を図り地域住民の自立を支援するとともに、地域の総合的な復興に寄与するために設置する。

イ 設置主体

災害救助法が適用された檜山管内の奥尻町、大成町、瀬棚町、北檜山町、後志管内の島牧村の5町村が設置した。

ウ 設置方式

地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うため、各町村が地方自治法に基づく条例で設置した。

エ 規模

義援金から被害者への見舞金として配分したものなどを除いた残余额を活用している。

| | |
|------|--------------|
| 奥尻町 | 13,284,500千円 |
| 大成町 | 608,524千円 |
| 瀬棚町 | 649,188千円 |
| 北檜山町 | 755,338千円 |
| 島牧村 | 500,000千円 |

オ 設置の時期

| | |
|------|------------|
| 奥尻町 | 平成5年12月21日 |
| 大成町 | 平成5年12月17日 |
| 瀬棚町 | 平成5年12月21日 |
| 北檜山町 | 平成5年11月24日 |
| 島牧村 | 平成5年12月20日 |

カ 支援事業の概要

支援事業の内容は、各町村とも災害復興基金に関する規則で規定しているが、基本的支援事業とその他の支援事業に大別される。

■ 基本的支援事業

- 各町村が被災地域や被災者の救済のため、共通して実施する必要のある事業

(主な事業)

- ・住宅取得費の助成
- ・営農施設、漁具漁網、中小企業の再建費の助成
- ・被災児童生徒特別教育資金の支給

■ その他の支援事業

- 地域の被害状況や産業構造など個別の事情に応じ、各町村が独自に実施する事業

(主な事業)

- ・農業、水産業、商工業の共同利用施設の整備費の助成
- ・防災行政無線設備の整備事業、避難案内板の整備事業
- ・地震災害関連記録保存事業

第6 水産業の振興対策

被災地域の基幹産業である水産業については、地震、津波の被害などを特に大きく受け、漁船、漁具、倉庫など生産手段に関わる多くのものが失われ、生産が激減した。

とりわけ、奥尻町では多くの漁業者が犠牲となり、一時は漁業協同組合の存続さえ危惧されるほど地域漁業が危機的状況となり、国や道などの全面的な支援による対策が急がれるところとなった。

また、被災地域の水産業が従来から零細規模、高齢化、後継者難といった構造的な問題を抱えていたことから、抜本的な振興対策を樹立し、水産業の復興を図っていくことが必要であった。

このような状況をふまえ、道としては災害後、種々の復旧対策を速やかに講じる一方(表4-6-1)、水産業振興対策プロジェクトチームにおいて、特に水産関係の被害が大きかった檜山管内の奥尻町、大成町、北檜山町、瀬棚町、後志管内の島牧村及び寿都町を対象に、水産業の振興対策を検討・樹立した(図4-6-1、図4-6-2)。

これらの諸対策は、今後、地元町村や漁業関係機関と協議しながら、その着実な推進を図ることとしている。

表4-6-1 平成5年度に措置した主な水産関連復旧対策

| 事業名 | 概要 | 実績 |
|-------------------------------------|--|--|
| 共同利用小型漁船 災害復旧対策事業 (同) 貸付金 | 漁業協同組合が組合員の共同利用に供するために行う5トン未満漁船の建造及び中古漁船の購入に対する補助 補助率 2/3 (国1/3 道1/3) 中古漁船2/3 (道2/3) 補助残に対する融資制度 融資率 100% 末端金利 奥尻0% その他漁協3.5% 5年以内償還 | 対象9漁協 436隻 事業費 1,690,056.6千円 国補助 322,277.7千円 道補助 716,811.9千円 貸付金 396,970千円 |
| 水産施設災害復旧 事業 | 水産業共同利用施設の災害復旧、被害の著しい漁協に対する補助の上置 補助率 ①奥尻漁協10/10 (国2/10 道8/10) ②島牧、西島牧、瀬棚、久遠漁協 9/10 (国2/10、道7/10) ③その他 2/3 (国2/10、道7/15) 国補助対象外事業への道単上置補助率 ①10/10 ②③1/2 | 復旧件数 69件 事業費 577,766千円 国補助 197,276千円 道補助 286,948千円 |
| 沿岸漁業構造改善 事業 | 緊急を要する奥尻町の共同利用施設の新設に対する補助 補助 上架施設、製氷冷蔵施設等 10/10 (国5/10 道5/10) 助 水産倉庫等 10/10 (国4/10 道6/10) 率 漁具保管施設、ウニ作業施設 6/10 (国5/10 道1/10) H6繰越 | 復旧件数12件(繰越8件) 事業費 553,934千円 国補助 272,258千円 道補助 127,873千円 |
| 漁港公共現年発生 災害復旧事業 | 被害を受けた漁港及び漁港海岸の復旧、補助率10/10 (国8/10 道2/10) | 復旧計画 47港 査定額 8,054,642千円 |
| 沿岸漁場整備開発 施設災害復旧事業 | 被害を受けた沿整施設の復旧、補助率10/10 (国6.5/10 道3.5/10) | 施設件数 4件 査定額 92,568千円 |
| 浅海域資源増大特 別対策事業 | 当面の漁家経営安定に必要なウニ深淺移殖の経費に対する補助 事業主体 奥尻、瀬棚、久遠、貝取淵漁協 補助率 1/2 (道1/2) | 事業費 46,733千円 道補助 23,335千円 |

図4-6-1 奥尻町に係る水産業振興対策の体系

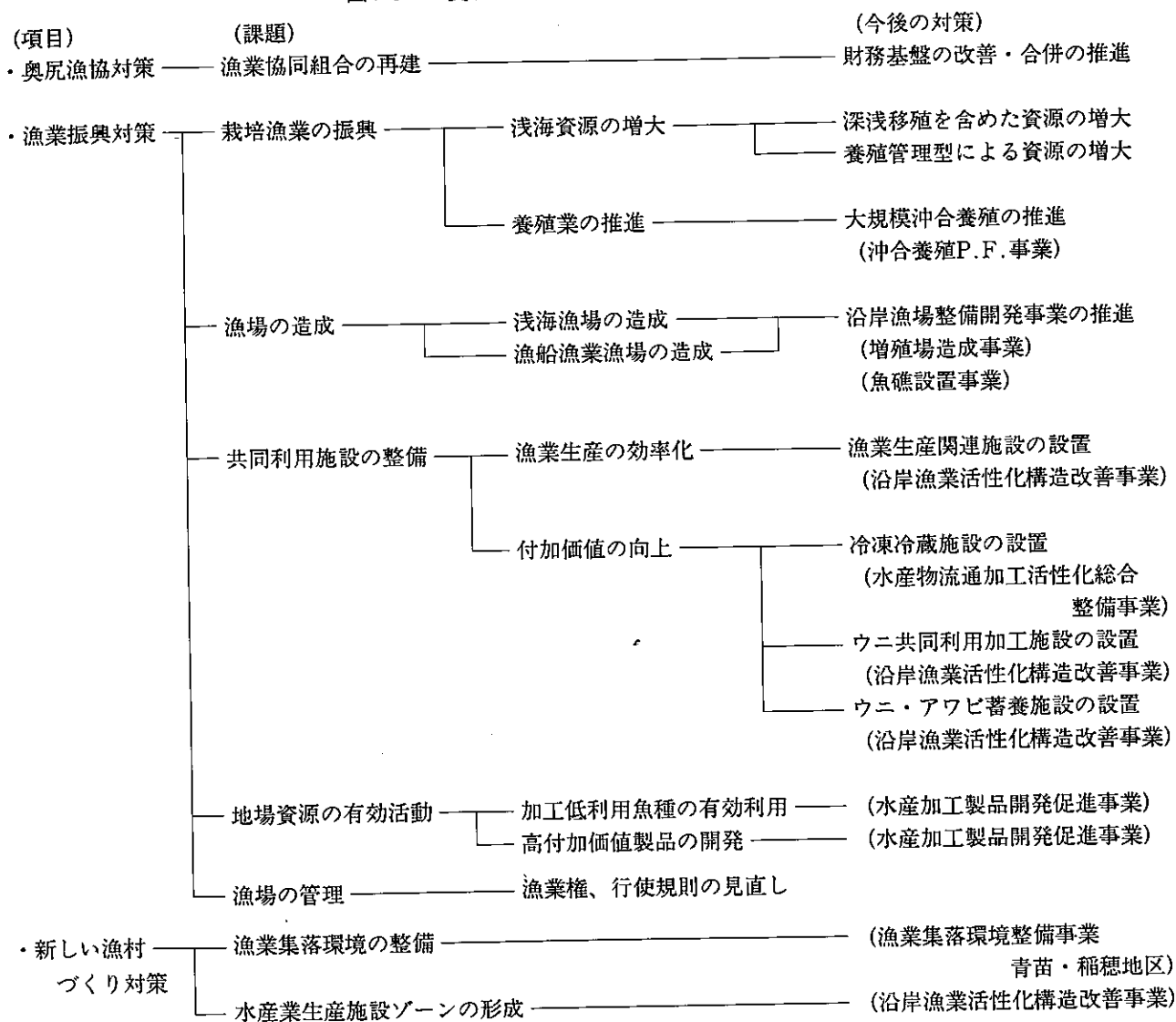
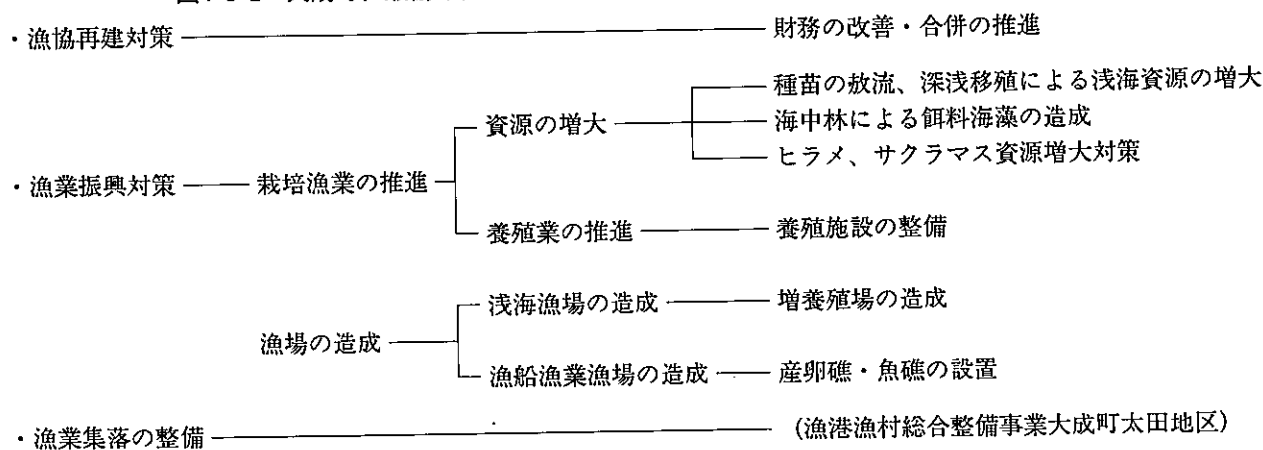


図4-6-2 大成町、瀬棚町、北檜山町、島牧村及び寿都町に係る水産振興対策の体系



今般の南西沖地震による被災地域は、基幹産業である漁業など一次産業の低迷や過疎化、高齢化の進行などにより、地域の活力が低下してきており、他の地域と比べて厳しい環境に置かれていることから、今後とも、国や被災町村などと密接な連携をとりながら、中・長期の展望に立った地域振興策を前提に復興対策を総合的・効果的に推進していく。

第7 防災集団移転促進事業

- ・平成6年8月19日 防災集団移転促進事業計画の承認（国土庁）
- ・移転促進区域 奥尻町青苗旧5区
- ・移転先 奥尻町青苗望洋台団地（仮称）、高台A団地（仮称）
- ・移転戸数 55戸（望洋台団地28戸、高台A団地27戸）
- ・事業費 719,505千円（6年度 264,404千円 7年度 455,101千円）

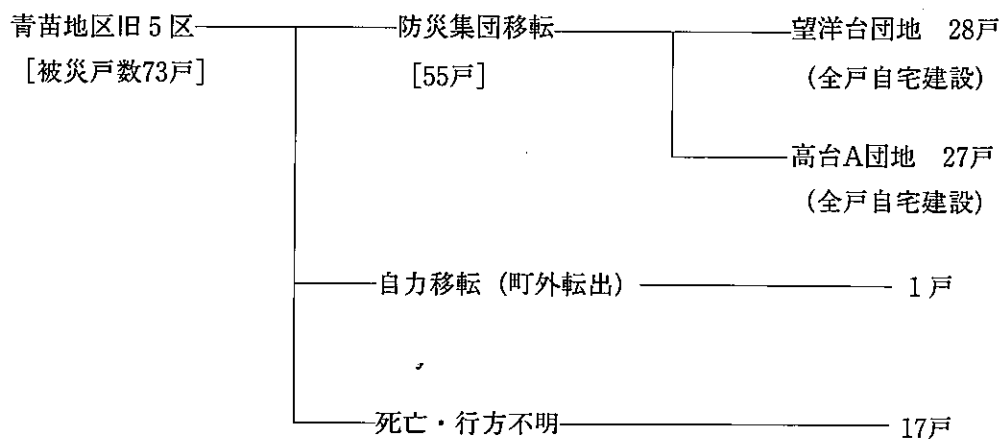
防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(1) 防災集団移転促進事業を行う理由

ア 青苗地区旧5区は、今回の被害の他、昭和58年5月の日本海中部地震においても、多大な被害を受けたことから、住民の居住に適当でないと認めるため、防災集団移転促進事業を実施し、地区内住民の移転を行うものである。

イ 平成5年7月12日発生の北海道南西沖地震の津波及び火災により、死亡172人、行方不明27人、全壊437棟（住宅）などの大きな災害が発生した。

特に、青苗地区旧5区においては、大きな津波のため、全戸流出という壊滅的な被害となった。

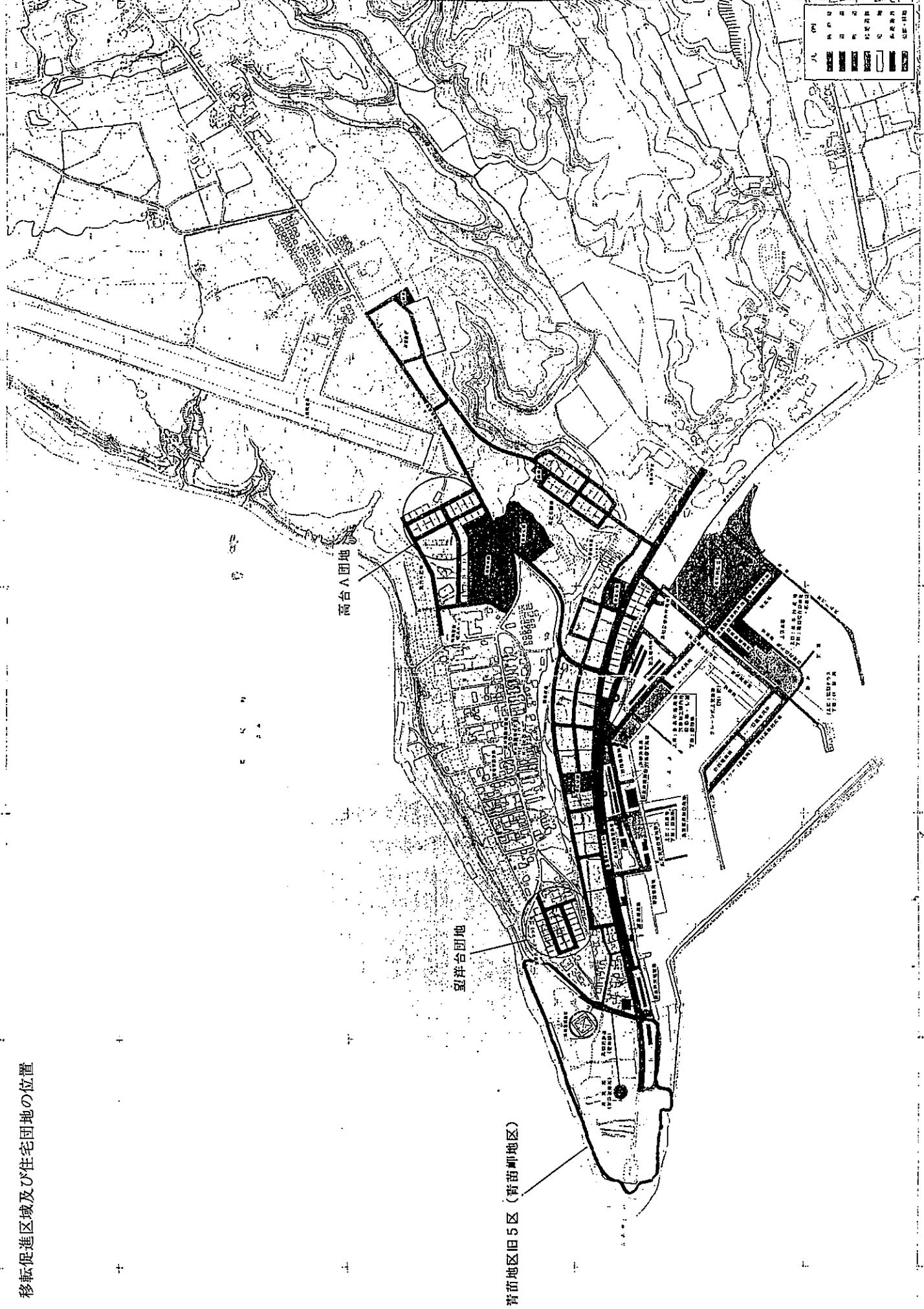


(2) 防災集団移転促進事業の概要

(単位:千円)

| 事業の種類 | 事業名 | 事業内容 | 事業実施年度 | 総事業費 | 左の財源内訳 | | | 備考 |
|---------------|------------|--|---------|---------|---------|--------|--------|----|
| | | | | | 補助経費 | 国庫支出金 | 道支出金 | |
| 住宅団地用地取得および造成 | [望洋台団地] | 2,571円/㎡×9,902.10㎡ | 6 | 25,458 | 7,571 | 16,100 | 1,787 | |
| | [高台A団地] | 2,571円/㎡×9,134.98㎡ | 6 | 23,486 | 5,310 | 16,400 | 1,776 | |
| | [望洋台団地] | 5,000円/㎡×11,070.37㎡ | 6 | 55,352 | 17,259 | 34,300 | 3,793 | |
| | [高台A団地] | 5,000円/㎡×9,449.56㎡ | 6 | 47,248 | 11,506 | 32,200 | 3,542 | |
| 小計 | | | | 151,544 | 41,646 | 99,000 | 10,898 | |
| 住宅建設等助成 | 小計 | | | | | | | |
| 公共施設整備 | 道 | [望洋台団地] W=6.0m、L=342.8m [高台A団地] W=6.0m、L=335.0m | 6 | 37,730 | | | | |
| | 下水処理施設 | [望洋台団地] 雨・汚水排水管 (φ150~300mm) L=280.0m [高台A団地] 雨・汚水排水管 (φ150~300mm) L=358.0m | 6 | 16,800 | | | | |
| | 防火水槽 | [望洋台団地] 40t級 (4×4×3) 1基 [高台A団地] 40t級 (4×4×3) 1基 | 7 | 6,000 | | | | |
| | 街路灯 | [望洋台団地] H=5m 8基 [高台A団地] H=5m 8基 | 7 | 8,000 | | | | |
| | ゴミステーション | [望洋台団地] 4基 [高台A団地] 5基 | 7 | 1,120 | | | | |
| | 緑地整備 | [望洋台団地] 1,859.97㎡ | 7 | 27,900 | | | | |
| | 防風雪柵 | [望洋台団地] H=3.0m、L=150.0m [高台A団地] H=3.0m、L=200.0m | 7 | 37,500 | | | | |
| | 小計 | | | 258,780 | 185,790 | 65,700 | 7,290 | |
| | 農地等買取り | 宅地 6,960円/㎡×42,293.10㎡ 畑 910円/㎡×16,287.04㎡ | 7 | 294,360 | 220,770 | 66,200 | 7,390 | |
| | 農林水産業基盤等整備 | 小計 | | 309,181 | 231,886 | 69,500 | 7,795 | |
| 移転費助成 | 小計 | | | | | | | |
| 合 | 小計 | | 719,505 | 459,322 | 234,200 | 25,983 | | |

(3) 移転促進区域及び住宅団地の位置



(3) 移転促進区域の概要

| 移転促進区域 | 面積 | 建築制限の態様 | 条例施行月日 | 備考 |
|-------------|-------------------------|---|-----------|-------------------------|
| 青苗地区 旧5区 | 76,627.44m ² | 建築基準法第39条に基づく災害危険区域に指定する。 条例第3条により、災害危険地域内においては、住居の用に供する建築物を建築してはならない。 | 平成6年10月1日 | 「奥尻町災害危険区域の指定に関する条例」による |

(4) 移転先の概要

| 住宅 団地名 | 住宅団地の規模 | | | | | | | | |
|-----------|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 入居戸数 | 住宅団地面積 | | | | | | | |
| | | 住宅用地 | | | 関連公共施設等用地 | | | | 合計 |
| | | 貸付 | 分譲 | 計 | 道路 | 緑地 | その他 | 計 | |
| 望洋台 団地 | 戸 28 | m ² 00 | m ² 00 | m ² 00 | m ² 40 | m ² 97 | m ² 00 | m ² 37 | m ² 37 |
| 高台A 団地 | 27 | | 43 | 43 | 31 | | 82 | 13 | 56 |
| | | | 6,381. | 6,381. | 2,630. | | 437. | 3,068. | 9,449. |
| 計 | 55 | | 43 | 43 | 71 | 97 | 82 | 50 | 93 |
| | | | 12,849. | 12,849. | 5,372. | 1,859. | 437. | 7,670. | 20,519. |

第8 義援金の受入及び配分状況

7月12日に発生した北海道南西沖地震災害の翌日に日本赤十字社北海道支部が事務局となり、道内各新聞社、放送局、社会福祉協議会、共同募金会など20団体が構成する「北海道災害義援金募集（配分）委員会」を組織し、被災者の救援を図るために、広く一般の方々から義援金を募集することとし、7月14日から募集を開始した。

また、北海道庁にも、直接または東京、大阪、名古屋事務所、檜山支庁などを通じて義援金が送られ、被災市町村にも直接届けられたものも数多くあった。

9月13日の募集期間を終了しても全国各地から多くの義援金が寄せられ、平成6年12月28日現在北海道全体に寄せられた義援金は総額25,666,374千円となった。

北海道災害義援金募集（配分）委員会では、被災市町村への3次配分決定時（平成6年9月22日）に、今後寄せられる義援金については被害が甚大だった奥尻町に送ることも併せて決定した。

また、北海道においては、直接受け入れた義援金について人的被害のあった13町村を対象として緊急的に7月19日に各町村に送り、2次配分として被災町村に配分を行った以降、その後受け入れた義援金については北海道災害義援金募集委員会に寄託することとした。

[受入れ及び配分の経過]

平成6年7月13日 『北海道災害義援金募集（配分）委員会』を組織

7月19日 道に寄せられた義援金のうち236,000千円を13町村に配分

7月23日 募集委員会1次配分決定（828,000千円）

8月5日 募集委員会において義援金募集期間を1ヶ月延長することを決定（9月13日まで）

8月18日 募集委員会2次配分決定（5,214,600千円）

9月22日 募集委員会3次配分決定（8,776,618千円）

（今後寄せられる義援金については奥尻町に送付することを決定）

10月4日 北海道2次配分決定（2,642,900千円）

（今後寄せられる義援金については募集委員会に寄託することを決定）

[被災市町村の義援金受入状況] （平成6年12月28日現在）

（単位：千円）

| 区 分 | 町村受入分 | 北海道配分 | 募集委員会配分 | 計 |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|
| 奥 尻 町 | 3,328,643 | 2,178,400 | 13,259,135 | 18,766,178 |
| 大 成 町 | 112,673 | 143,000 | 669,200 | 924,873 |
| 瀬 棚 町 | 127,221 | 138,000 | 605,000 | 870,221 |
| 北 檜 山 町 | 104,448 | 137,000 | 978,200 | 1,219,648 |
| 島 牧 村 | 113,045 | 140,000 | 624,800 | 877,845 |
| そ の 他 | 116,657 | 150,500 | 2,740,452 | 3,007,609 |
| 計 | 3,902,687 | 2,886,900 | 18,876,787 | 25,666,374 |